

## 令和 8 年 6 月（第 2 回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第 5 3 号宇部市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件外 5 件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 5 3 号から第 5 6 号まで、報告第 2 号及び報告第 3 号の 6 件については全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

議案第 5 6 号宇部市アクトビレッジおのの条例中一部改正の件です。

本案は、アクトビレッジおのの運営に関し、公共施設等運営権制度の導入を可能とするため、所要の整備を行うものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、現行の指定管理者制度と公共施設等運営権付与いわゆるコンセッション方式の違いについてただしたところ、指定管理者制度では、市が定めた協定・仕様書に定める範囲内で、施設管理を行うものであるのに対し、コンセッション方式では、運営権者に一定の自由度を持たせ、柔軟な対応が可能となることが大きな違いである。

また、施設の使用許可権限はコンセッション方式では認められないため、両制度を組み合わせた運用を想定しており、利用許可等は指定管理者として担い、施設運営や収益事業は運営権者として担う仕組みである。

さらに、設備投資については、指定管理者制度では、原則市が行うのに対し、コンセッション方式では運営権者が行い、経営リスクについては、指定管理者制度では市と指定管理者が分担するのに対し、コンセッション方式では運営権者が主体的に負担するとのことでした。

次に、利用料金の取扱いについてただしたところ、指定管理者制度では市長の承認が必要であるが、コンセッション方式では、実施方針で定めた範囲内で運営権者が自由に設定でき、施設活性化を図るために民間のノウハウを生かせるものと考えているとのことでした。

次に、運営権終了時の原状回復義務を明確化とあるが、これについてただしたところ、原状回復を前提としているが、市長の承認を得た場合には、改良等したものを残すという対応を予定しているとのことでした。

次に、運営権者が営業不振等により業務継続不能となった場合の対応についてただしたところ、条例第19条により、市長が必要な範囲で施設運営を行うことができる規定を設けており、体育館やビジターセンターなど現状のサービスの維持は可能であると考えているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いいたしまして、総務財政委員会の報告を終わります。